

令和 7 年度 岐阜市教科書展示会について

1 教科書展示会について

「教科書の発行に関する臨時措置法」第 5 条の規定により、毎年、文部科学大臣の指示による期間に開催することとされています。

この開催開始は文部科学大臣の告示により指示され、14 日間とされています。

本年度、岐阜市においては、下記のとおり実施されます。

- ・ 令和 7 年 6 月 13 日（金）から 14 日間（6 月 27 日（金）まで）

ただし、6 月 24 日（火）は市立中央図書館及び分館は休館日のため期間から除く。

なお、令和 8 年度に小・中・義務教育学校で使用する教科書の見本本の展示となります。

2 教科書展示会の会場等について

展示会場	展示場所	展示本の種類	利用時間
岐阜市立中央図書館内	岐阜市司町 40 番地 5 058-262-2924	小・中学校 使用教科書	9：00～20：00
岐阜市立図書館分館内	岐阜市橋本町 1-10-23 JR 岐阜駅東高架下 ハートフルスクエア G 内 058-268-1061	小・中学校 使用教科書	9：00～21：00
岐阜市教育研究所内	岐阜市芥見南山 3-10-1 058-241-2114	小・中学校 高等学校 使用教科書	9：00～17：00 土日・祝日を除く

3 閲覧上の留意点

- ・ 閲覧者には、「来場者受付名簿」に必要事項を記入していただきます。
- ・ 閲覧者には、できるかぎり「意見書」に意見等を記入していただくようお願いいたします。
- ・ 展示本の貸出し及び複写はできません。

4 意見書提出の方法等

(1) 展示会場に用意された所定の「意見書」にて提出してください。

(2) 意見書の提出について

① 展示会場で意見書に記入した場合は、本人が所定の意見書箱へ提出ください。

② 後日意見書を提出する場合は、岐阜市教育委員会学校指導課「岐阜市教科用図書採択検討委員会委員長」あて送付ください。

(3) 意見書の取扱い

提出された意見書は、岐阜市教育委員会における資料とします。